

調査の概要

- 調査テーマ
「犯罪の起きにくい社会づくり」について
- 調査目的
振り込め詐欺や「いじめ」を始めとした「犯罪の起きにくい社会づくり」のための各種施策等についての意識等を調査し、今後の施策等の参考とするため
- 調査期間
平成24年10月17日(水)から平成24年10月26日(金)までの間
- 調査方法
インターネットを利用したアンケート調査
- 調査対象(平成24年度けいしちょう安全安心モニター)
953名
※ 公募した満18歳以上の都内在住者、在勤者又は在学者
- 回答者数
892名(回答率 93.6%)
- 回答者の属性

属		性	回収数	構成比
全		体	892	100.0
性別	男性		441	49.4
	女性		451	50.6
年代別	18歳～19歳		16	1.8
	20代		114	12.8
	30代		176	19.7
	40代		176	19.7
	50代		134	15.0
	60代		160	17.9
	70歳以上		116	13.0
職業別	会社員		277	31.1
	公務員		19	2.1
	自営業		87	9.8
	パート・アルバイト		86	9.6
	学生		56	6.3
	主婦		210	23.5
	無職		119	13.3
	その他		38	4.3
居住地域別	都内在住	23区部	563	63.1
		市町村部	295	33.1
	都外在住		34	3.8

※ 集計結果は、百分率(%)で示している。小数点以下第2位を四捨五入して算出した。そのため、合計が100.0%にならないものがある。

※ n (number of cases)は、比率算出の基数であり、100%が何人の回答者に相当するかを示す。

「犯罪の起きにくい社会づくり」について

「安全で安心して暮らせる街、東京」の実現に向け、警視庁では、「規範意識の向上」と「地域の絆の再生」をキーワードとして、「犯罪の起きにくい社会づくり」に取り組んでいます。

今回のアンケートは、現在、推進している各種施策等について、皆さんがどのように考えているかなどをお聞きして、「犯罪の起きにくい社会づくり」のための施策等に活用させていただくものです。

◇振り込め詐欺について

- Q 1 昨年1年間（平成23年）に確認された都内における振り込め詐欺の被害一件当たりの平均被害額は、どれくらいだと思いますか。 3
- Q 2 自分やあなたの両親が振り込め詐欺の被害に遭うかもしれない不安がありますか。 4
- Q 3 （60歳以上の方に対し） 5
息子（娘）等の家族と同居していますか。
- Q 4 （18歳以上60歳未満の方に対し） 5
60歳以上の一人暮らし又は夫婦二人暮らしの親がいますか。
- Q 5 別居している息子（娘）若しくは60歳以上の一人暮らし又は夫婦二人暮らしの親と、どのくらいの頻度で連絡を取り合っていますか。 7
- Q 6 振り込め詐欺の被害に遭わないために、あなたや家族が普段行っていることがありますか。 9
- Q 7 振り込め詐欺の被害を防止するために、特に効果的なことはどのようなことだと思いますか。 10
- Q 8 今後、振り込め詐欺と思われる不審な電話がかかってきた場合、あなたは警察に、どのような協力をしていただけますか。 11

◇「いじめ」について

- Q 9 「いじめ」の現状についてどのような印象を持っていますか。 13
- Q 10 「いじめ」が深刻な問題となっている主な原因は、どのようなことだと思いますか。 14
- Q 11 「いじめ」を知ったとき、原則として、警察はどのような場合に関わっていくべきだと思いますか。 15
- Q 12 「いじめ」をなくしていくために、どのようなことが特に必要だと思いますか。 16

◇インターネットカフェ等について

- Q 13 条例の施行後にインターネットカフェ等を利用したことがありますか。 17
- Q 14 「インターネット端末利用営業の規制に関する条例」の規制対象となっている店舗が行っていることのうち、知っている内容はどのようなことですか。 18
- Q 15 個室等の利用を提供する店舗のうち、「本人確認義務」等の規制が各種法令等によって定められていない店舗について、安全に安心して利用できるようにするため、今後、どのような規制や取組が必要だと思いますか。 19

◇自転車利用者の交通ルール・マナー等について

- Q 16 以前と比較して自転車利用者の交通ルールやマナーは良くなったと思いますか。 20
- Q 17 以前と比較して自転車の交通ルールやマナーが、特に「良くなった」理由として考えられるのは、どのような警察の活動だと思いますか。 20
- Q 18 自転車利用者の交通違反で特に危ないと思ったのはどのような違反ですか。 21
- Q 19 交通切符（赤色）による取締りを行い、罰金を科した方が良いと思う重大で危険な行為はどのような違反ですか。 22
- Q 20 自転車に乗車する際のヘルメットの着用について、どのように考えますか。 23

振り込め詐欺について

都内における振り込め詐欺の被害件数は依然として減少せず、被害額については増加傾向にあり、深刻な問題となっています。

警視庁では、「STOP!振り込め詐欺」、「振り込まない 手渡さないで 110番」等をスローガンに掲げ、振り込め詐欺の撲滅に向けた様々な取組を強力に推進しています。

次の説明をご覧になってから、設問にお進みください。

◆ 振り込め詐欺には、

オレオレ詐欺(恐喝を含む)

電話を利用して親族等を装い、金銭借用等を名目に現金を預貯金口座に振り込ませるなどしてだまし取る詐欺

架空請求詐欺(恐喝を含む)

郵便、インターネット等を利用して不特定多数の者に対し、架空の事実を口実とした料金請求文書等を送付して、現金を口座に振り込ませるなどしてだまし取る詐欺

融資保証金詐欺

実際に融資する意思がないにもかかわらず、融資する旨の文書等を送付して保証金为名目で現金を預貯金口座に振り込ませるなどしてだまし取る詐欺

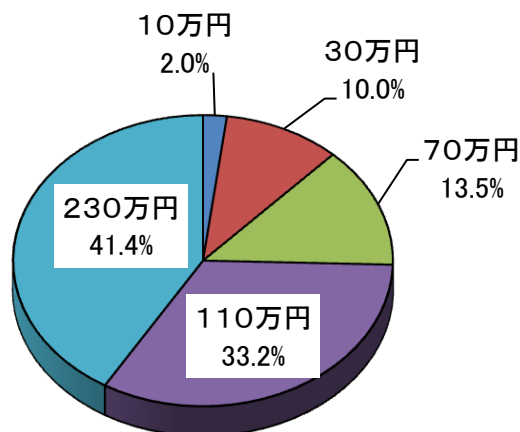
還付金詐欺

税金還付等に必要の手続きを装って被害者にATMを操作させ、口座間送金により財産上の不法な利益を得る詐欺

などの種類があります。

Q1 昨年1年間(平成23年)に確認された都内における振り込め詐欺の被害一件当たりの平均被害額は、どれくらいだと思いますか。該当する項目を1つだけ選んでください。

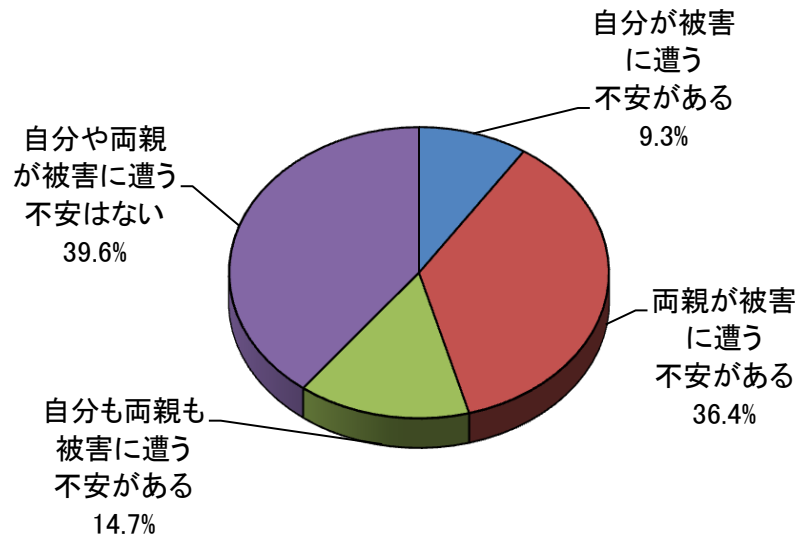
【全体】(n=892)



振り込め詐欺について

Q2 あなたは、自分やあなたの両親（配偶者の両親を含む。）が振り込め詐欺の被害に遭うかもしれない不安がありますか。該当する項目を1つだけ選んでください。

【全体】(n=892)



「自分が被害に遭う不安がある（計）」（24.0%）
＝「自分が被害に遭う不安がある」＋「自分も両親も被害に遭う不安がある」

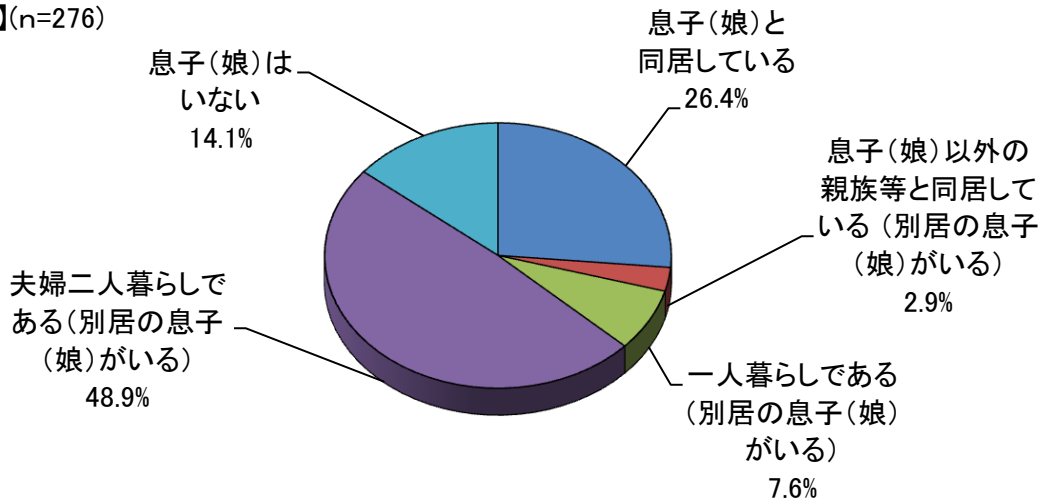
「両親が被害に遭う不安がある（計）」（51.1%）
＝「両親が被害に遭う不安がある」＋「自分も両親も被害に遭う不安がある」

振り込め詐欺について

60歳以上の方にお尋ねしました。（対象者：276名）
（年齢は、モニター応募時に登録されたデータを基準に算出しています。）

Q3 あなたは、息子（娘）等の家族と同居していますか。該当する項目を1つだけ選んでください。

【全体】(n=276)



「息子（娘）と同居している」（73名 26.4%）

「別居の息子（娘）がいる（計）」（164名 59.4%）

= 「息子（娘）以外の親族等と同居している（別居している息子（娘）がいる）」（8名）

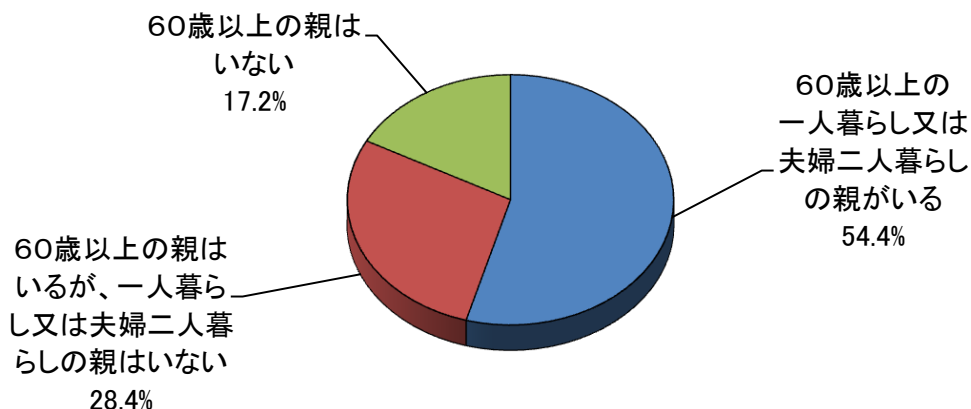
+ 「一人暮らしである（別居している息子（娘）がいる）」（21名）

+ 「夫婦二人暮らしである（別居している娘（息子）がいる）」（135名）

18歳以上60歳未満の方にお尋ねしました。（対象者：616名）
（年齢は、モニター応募時に登録されたデータを基準に算出しています。）

Q4 あなたは、60歳以上の一人暮らし又は夫婦二人暮らしの親（配偶者の親を含む。）がいますか。該当する項目を1つだけ選んでください。

【全体】(n=616)



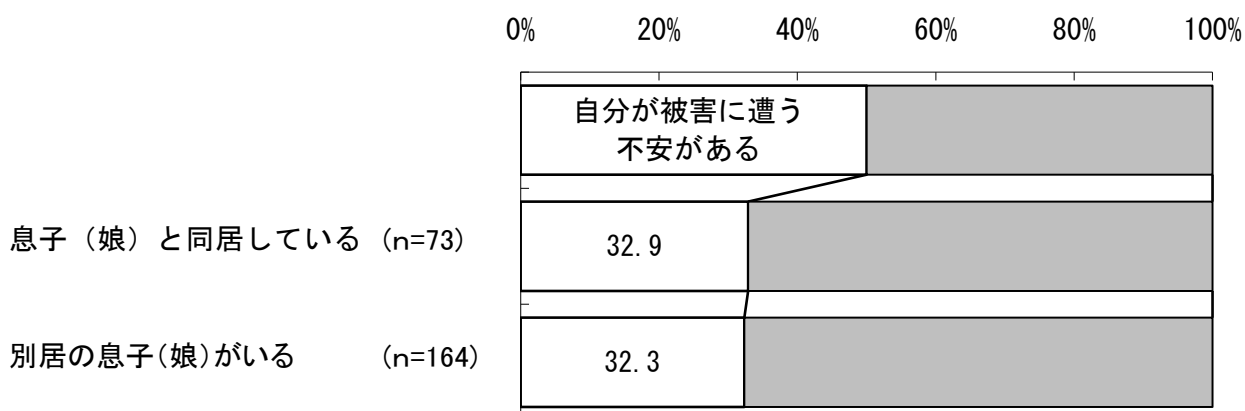
「60歳以上の一人暮らし又は夫婦二人暮らしの親がいる」（335名 54.4%）

「60歳以上の親はいるが、一人暮らし又は夫婦二人暮らしの親はいない」

（175名 28.4%）

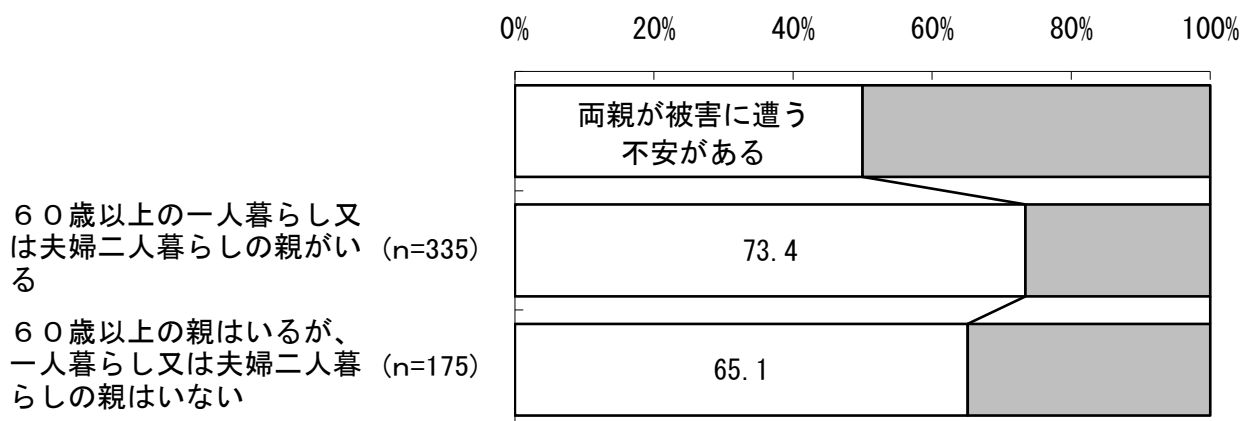
(分析)

60歳以上の「息子(娘)と同居している(Q3)」(73名)及び「別居の息子(娘)がいる(Q3)」(164名)別に占める「自分が被害に遭う不安がある(Q2)」方の割合



(分析)

18歳以上60歳未満の「60歳以上の一人暮らし又は夫婦二人暮らしの親がいる(Q4)」(335名)及び「60歳以上の親はいるが、一人暮らし又は夫婦二人暮らしの親はいない(Q4)」(175名)別に占める「両親が被害に遭う不安がある(Q2)」方の割合

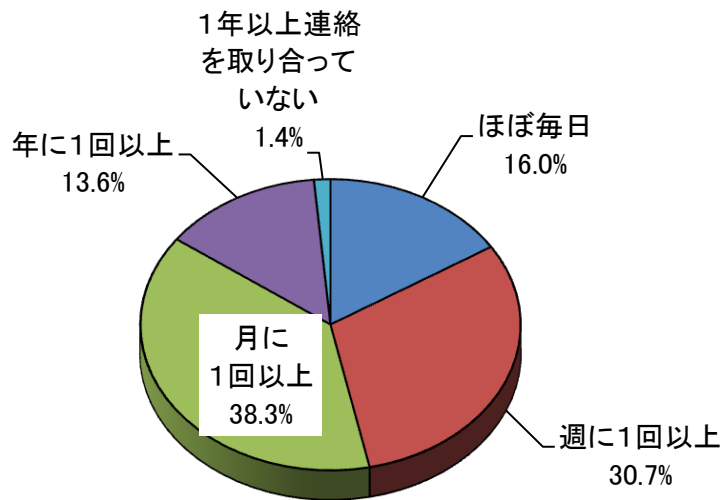


振り込め詐欺について

Q3（60歳以上の方）で「息子（娘）以外の親族等と同居している」、「一人暮らしである」又は「夫婦二人暮らしである」を選択した方（164名）及びQ4（18歳以上60歳未満の方）で「60歳以上の一人暮らし又は夫婦二人暮らしの親がいる」を選択した方（335名）にお尋ねしました。（499名）

Q5 あなたは、別居している息子（娘）若しくは60歳以上の一人暮らし又は夫婦二人暮らしの親（配偶者の両親を含む。）と、どのくらいの頻度で連絡（電話や対面）を取り合っていますか。該当する項目を1つだけ選んでください。

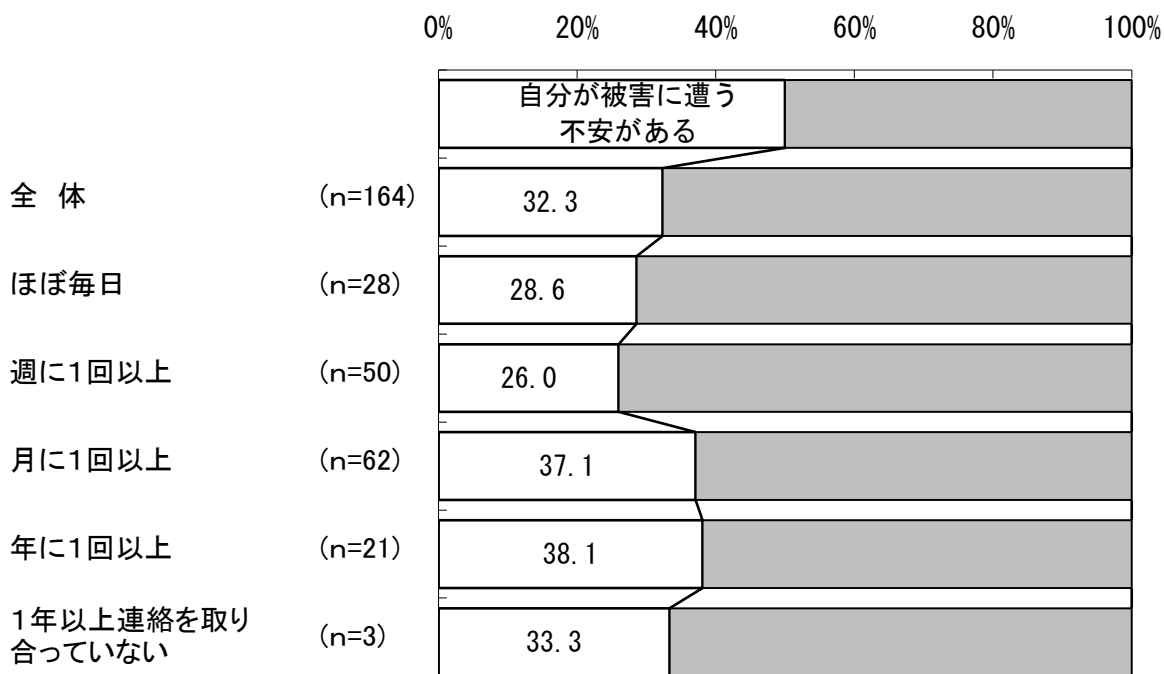
【全体】(n=499)



(分析)

60歳以上の「別居の息子(娘)がいる(Q3)」方(164名)の「別居している息子(娘)と連絡を取り合っている頻度(Q5)」別に占める「自分が被害に遭う不安がある(Q2)」方の割合

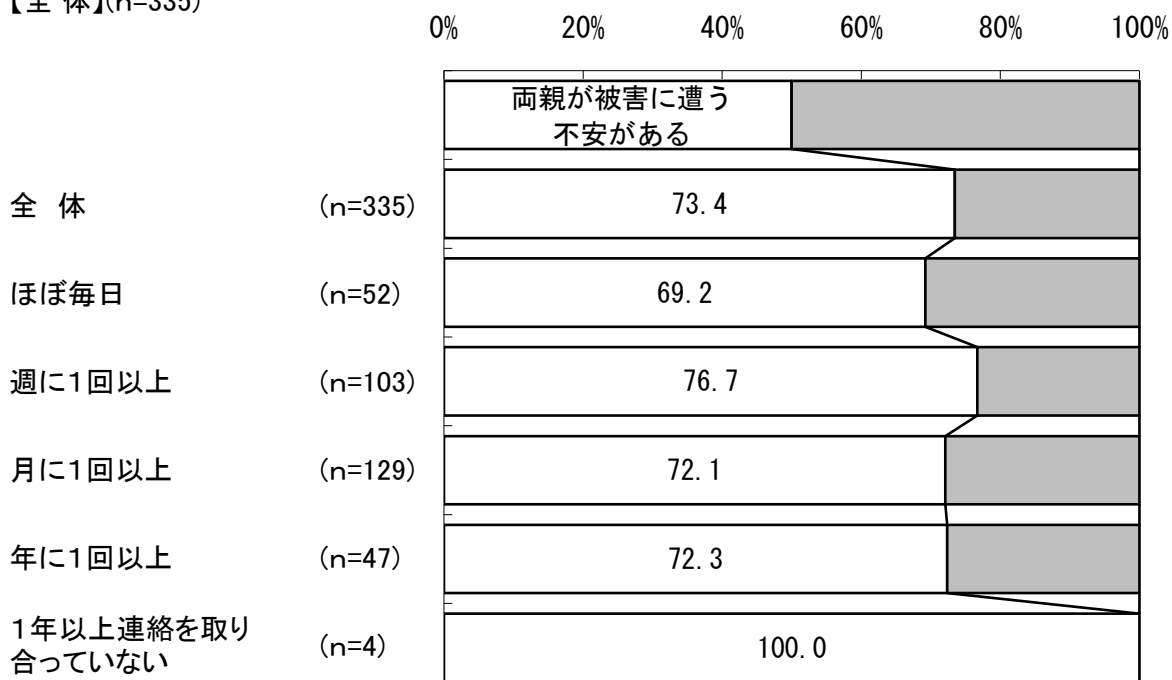
【全体】(n=164)



(分析)

18歳以上60歳未満の「60歳以上の一人暮らし又は夫婦二人暮らしの親がいる」方(335名)の「60歳以上の一人暮らし又は夫婦二人暮らしの親と連絡を取り合っている頻度(Q5)」別に占める「両親が被害に遭う不安がある(Q2)」方の割合

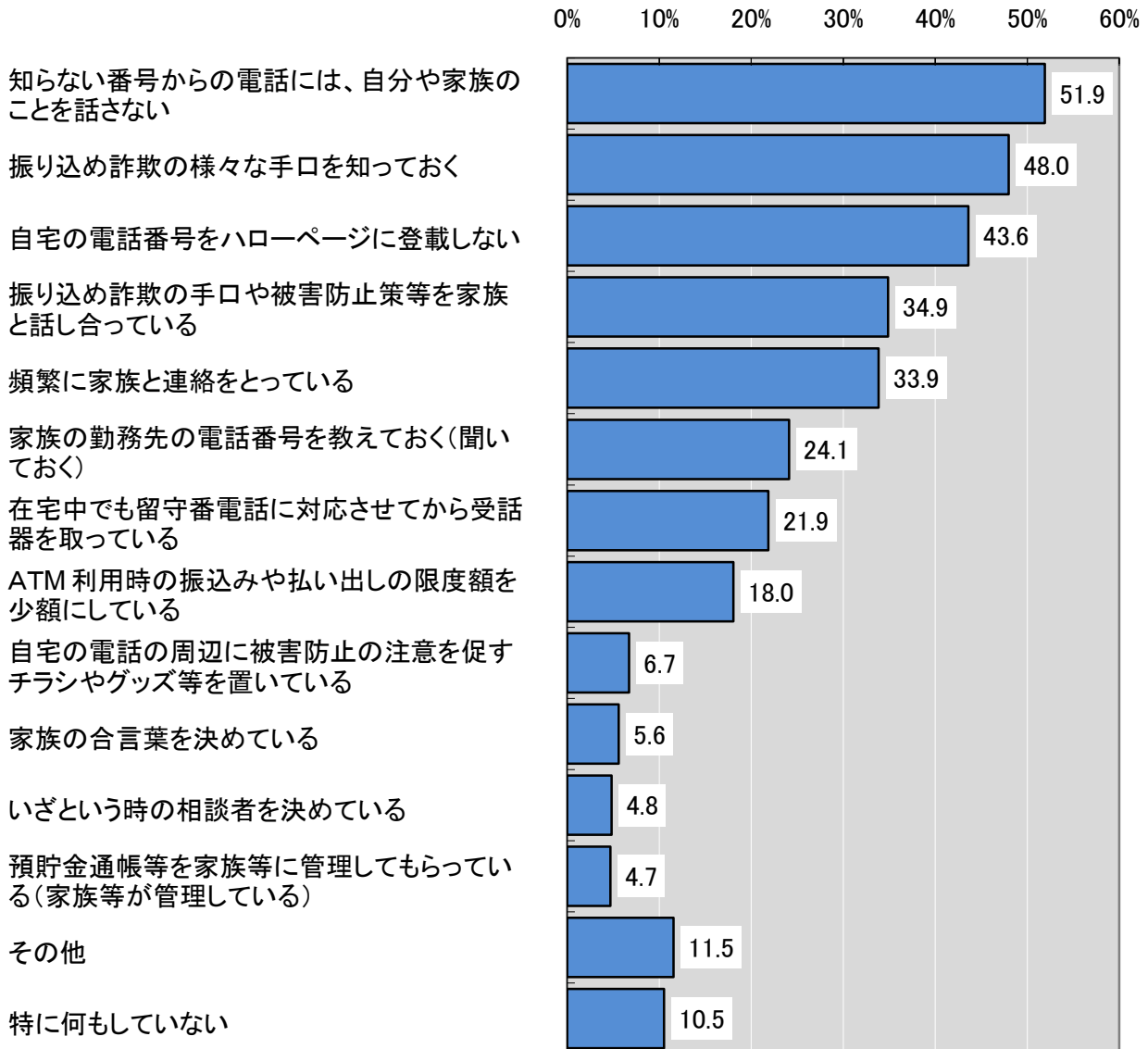
【全体】(n=335)



振り込め詐欺について

Q 6 振り込め詐欺の被害に遭わないために、あなたや家族が普段行っていることがありますか。該当する項目を選んでください（複数選択可）。

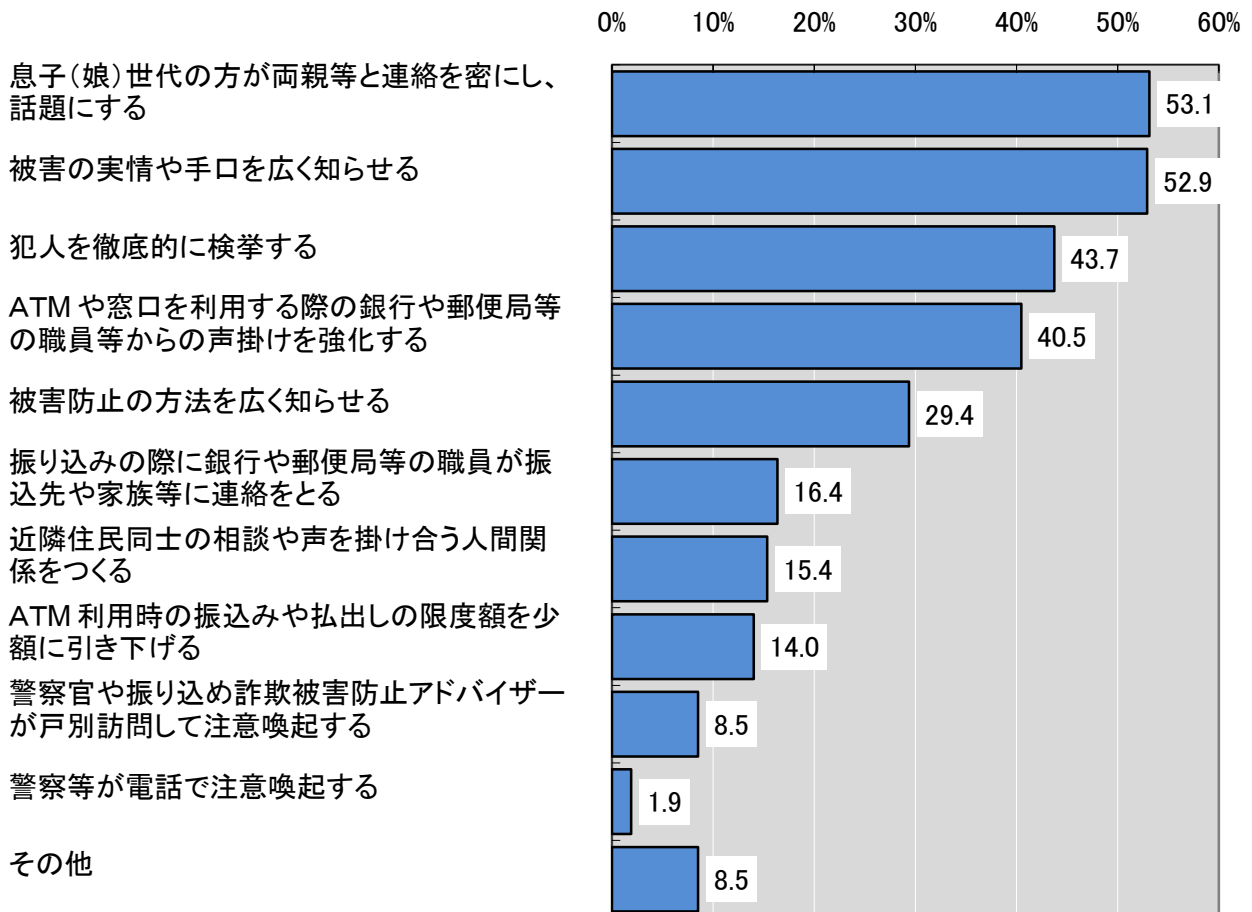
【全体】(n=892)



振り込め詐欺について

Q7 振り込め詐欺の被害を防止するために、特に効果的なことはどのようなことだと思いますか。該当する項目を3つ以内で選んでください。

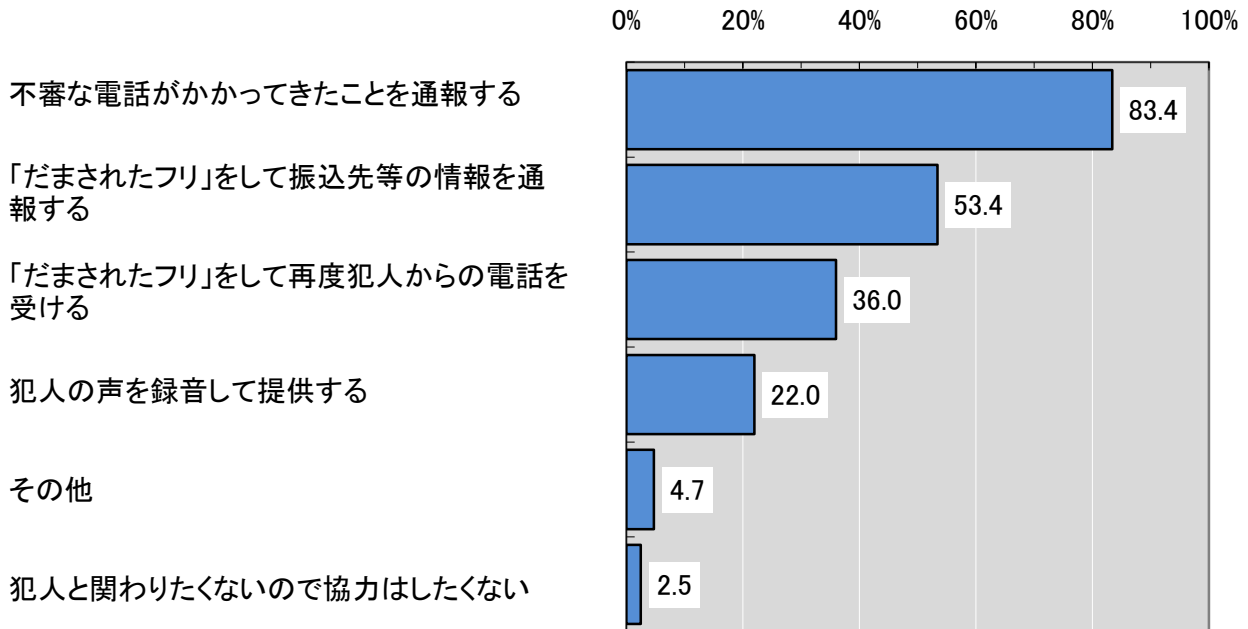
【全体】(n=892)



振り込め詐欺について

Q 8 今後、振り込め詐欺と思われる不審な電話がかかってきた場合、あなたは警察に、どのような協力をしていただけますか。該当する項目を選んでください（複数選択可）。

【全体】(n=892)



「いじめ」について

「いじめ」を受けた子どもが、不登校になったり、また自殺を図るなどの重大な事案が発生し、いじめが社会問題となっています。

警視庁では、これまでも、子どもや保護者等からの相談受理、事件取扱い、広報活動などを行ってきたところですが、「いじめ」問題が深刻化していることから、下記のとおり、東京都教育庁との連携を強化するなど、的確に対応していきたいと考えております。

（警視庁と東京都教育庁との連携の強化）

警視庁と東京都教育庁とは、これまでも、児童・生徒の非行、犯罪被害防止と健全育成対策について相互に連携してきましたが、先般、いじめ問題を始めとした各種少年問題に的確に対応していくため、次のことを申し合わせ、今後更に連携を強化していくこととしました。

- 相互の通報・連絡体制の強化
- 「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との連絡制度(※1)」、「学校と警察との連絡協議会(※2)」の更なる活用
- 「いじめは、しない」「いじめは、許さない」といった社会気運の醸成
- 警視庁・教育委員会における「相談窓口」の周知と充実

※1 「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との連絡制度」

～ 児童・生徒の非行及び犯罪被害の防止並びに健全育成対策を目的として、相互に必要な連絡を行う制度

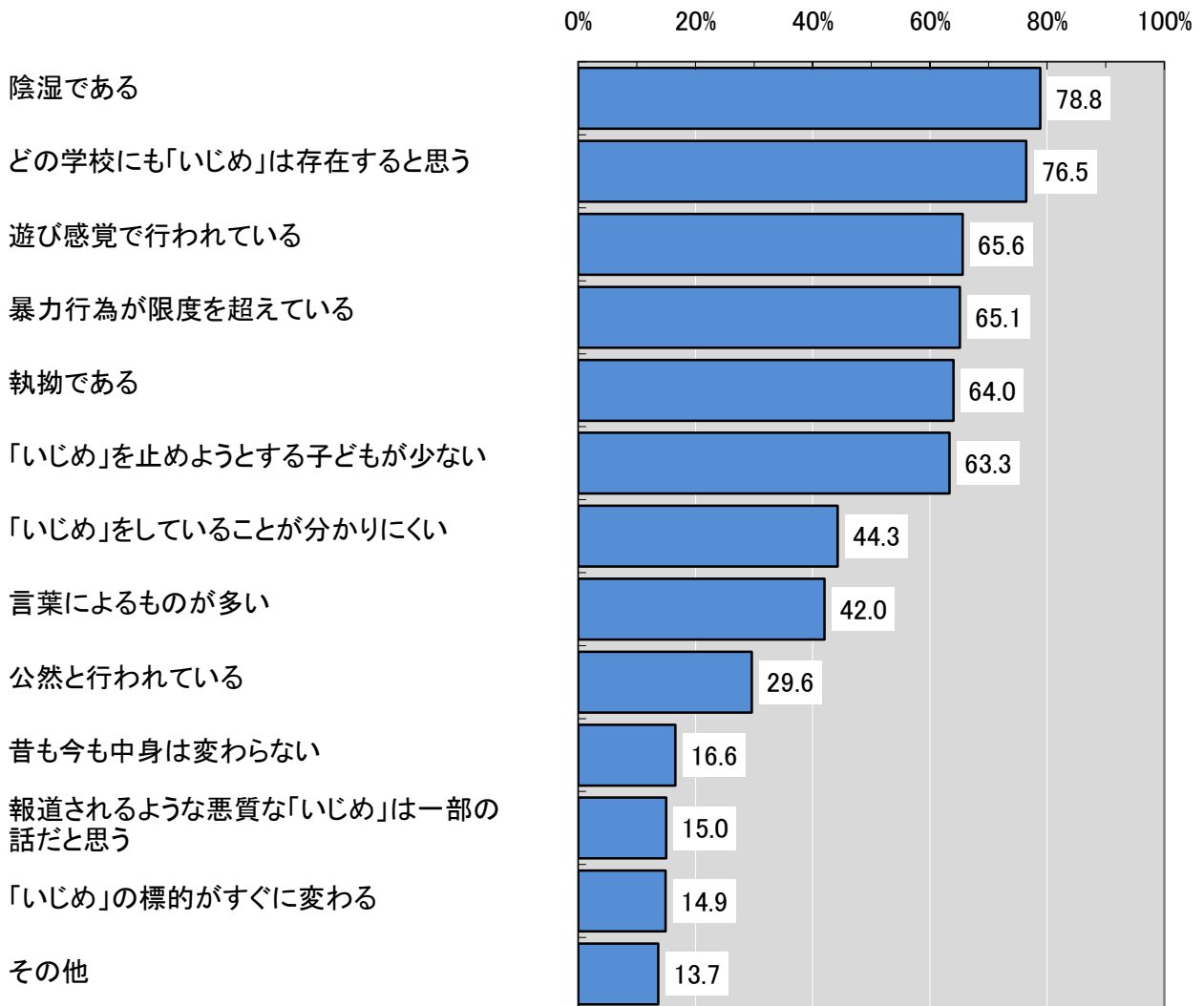
※2 「学校と警察との連絡協議会」

～ 教育委員会・学校・警察が参加し、学校内外の児童・生徒の非行実態等や非行防止、犯罪被害防止等についての意見交換を行い、対策等を協議するもの

「いじめ」について

Q9 「いじめ」の現状についてどのような印象を持っていますか。該当する項目を選んでください（複数選択可）。

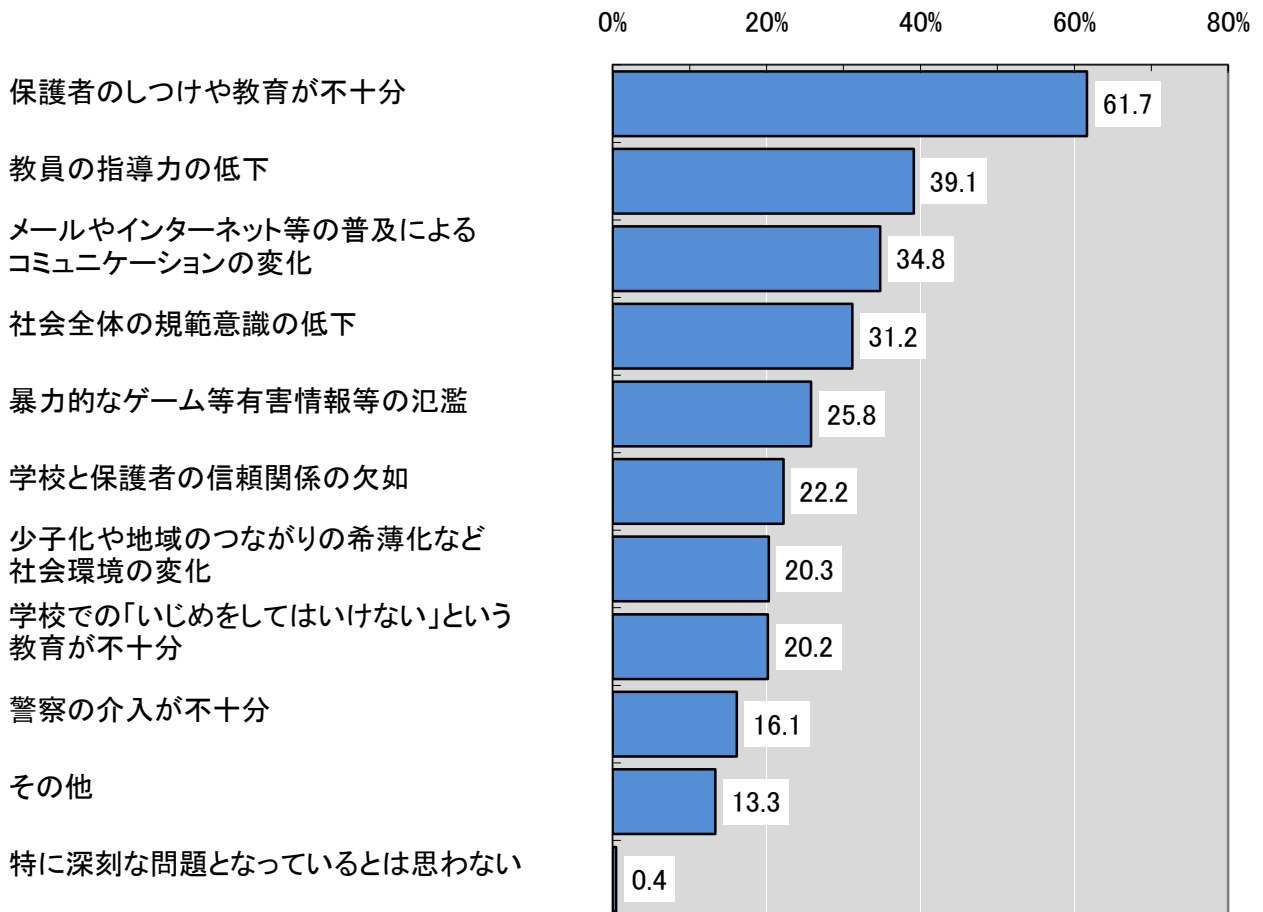
【全体】(n=892)



「いじめ」について

Q10 「いじめ」が深刻な問題となっている主な原因は、どのようなことだと思いますか。該当する項目を3つ以内で選んでください。

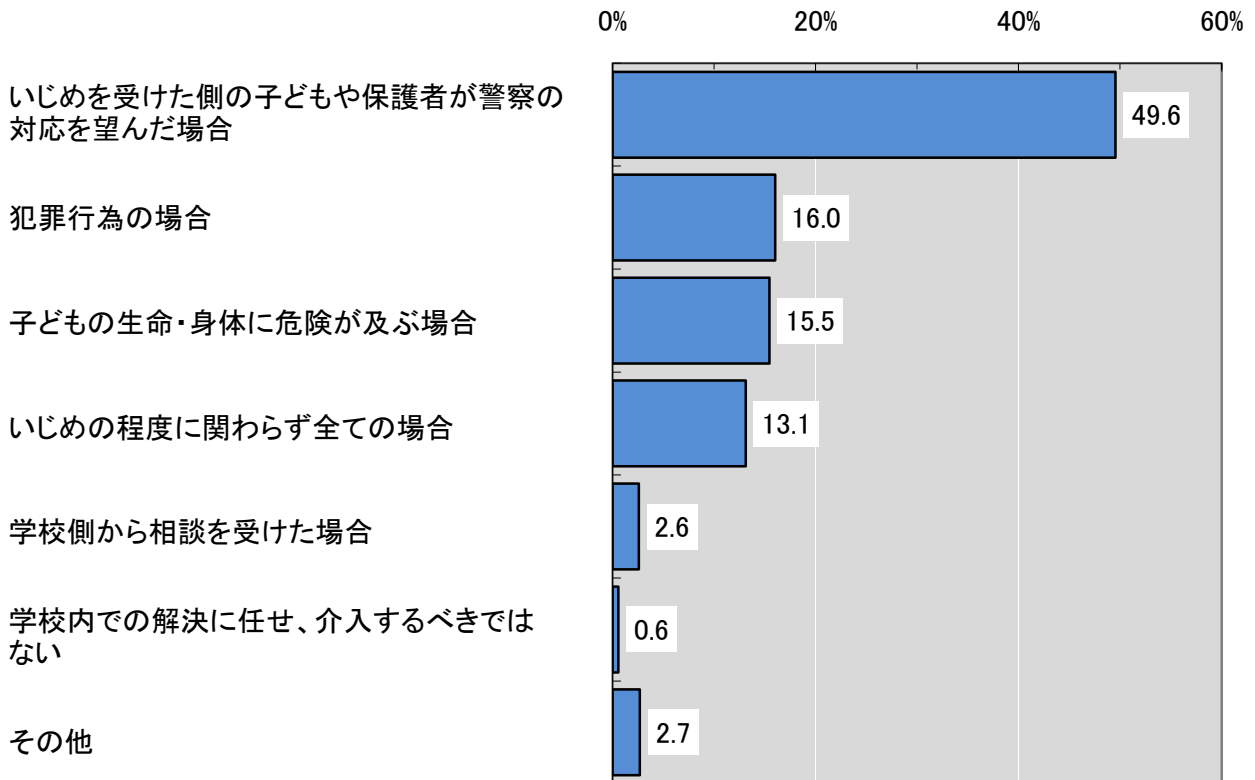
【全体】(n=892)



「いじめ」について

Q11 「いじめ」（「いじめの疑い」を含む。）を知ったとき、原則として、警察はどのような場合に関わっていくべきだと思いますか。該当する項目を1つだけ選んでください。

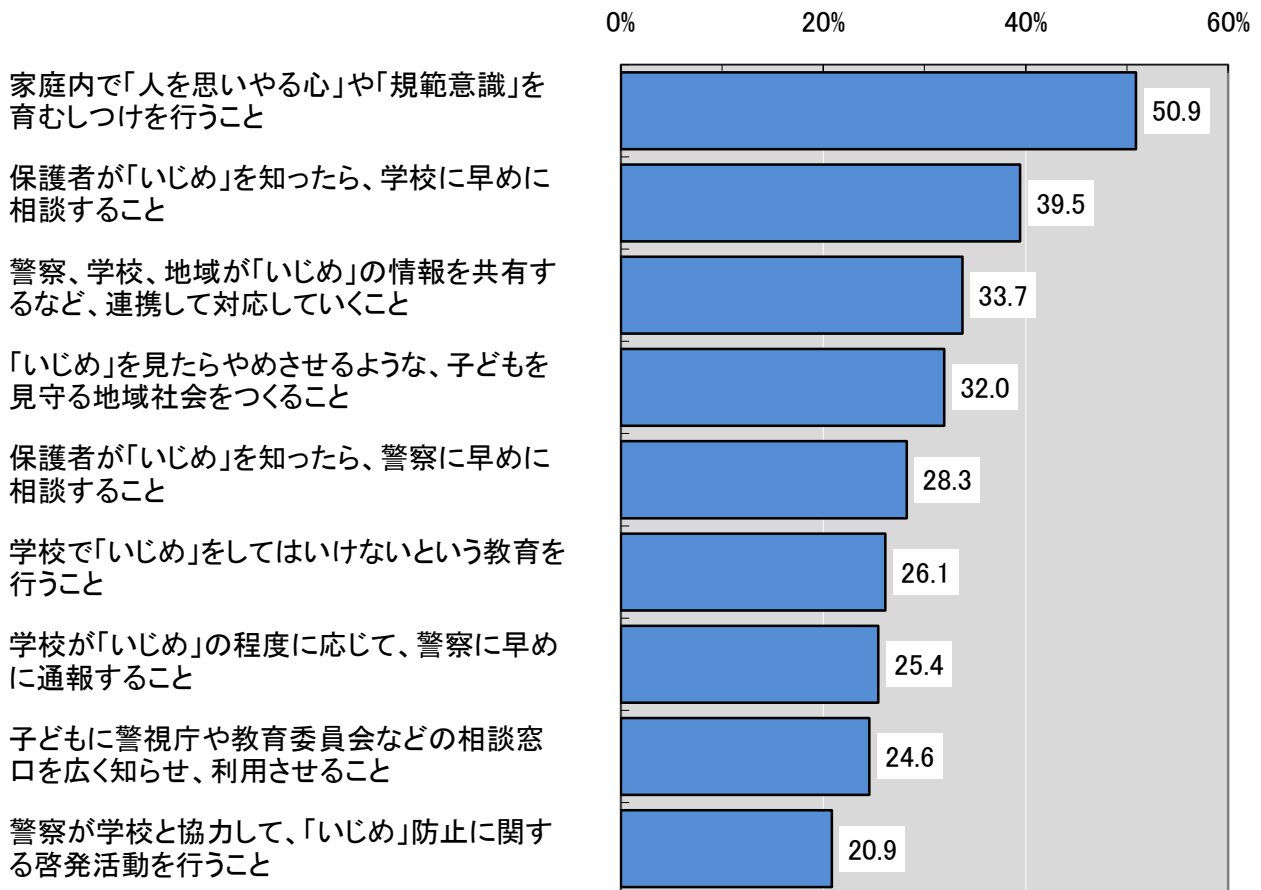
【全体】(n=892)



「いじめ」について

Q12 「いじめ」をなくしていくために、どのようなことが特に必要だと思いますか。該当する項目を3つ以内で選んで下さい。

【全体】(n=892)



インターネットカフェ等について

東京都は、インターネットカフェ等を利用したサイバー犯罪の防止を図るとともに、都民等が安全に安心してインターネットカフェ等を利用できる環境を保持するため、「インターネット端末利用営業の規制に関する条例」を制定し、平成22年7月1日に施行しました。

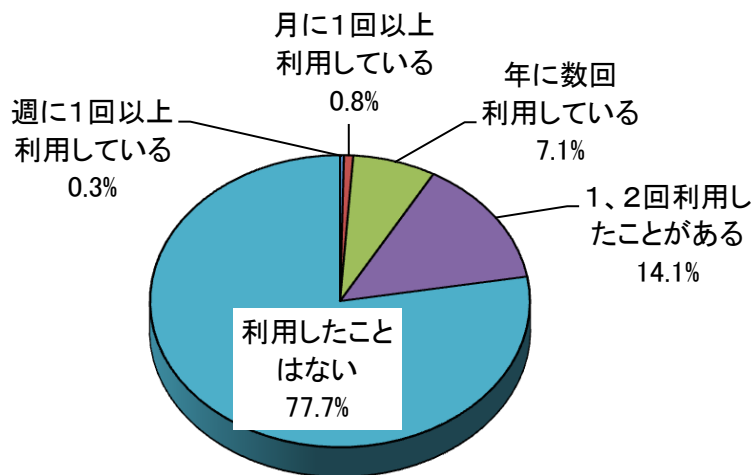
条例の施行後、条例の周知を図るとともに、警察と業者等との協力体制を強化するなど、各種取組を推進しており、条例は、都内のインターネットカフェ等における窃盗、無銭飲食等の各種犯罪の防止やサイバー犯罪の防止や検挙に大きな役割を果たしているものと考えております。

次の説明をご覧になってから、設問にお進みください。

- ◇ インターネットカフェ等とは、
「利用者にパソコン等を提供してインターネットにアクセスできるサービスを提供している店舗」のことを言います。
具体的には、
- 「インターネットカフェ、複合カフェ」
…インターネットを始め、まんが、DVD、ゲーム、カラオケ等多様なサービスを提供する店舗
 - 「個室ビデオ、テレクラ」営業のうち、インターネットを利用できる店舗
 - 「オープンカフェ、オフィスサービス」
…オープンスペースでインターネット利用ができる店舗
 - 「ネットルーム、レンタルルーム」
…独立した部屋貸し営業で、室内でインターネット利用ができる店舗
- などがあり、これらのうち、
「個室等において、利用者にパソコン等を提供してインターネットにアクセスできるサービスを提供している店舗」が「インターネット端末利用営業の規制に関する条例」の規制対象となっています。

Q13 あなたは、条例の施行後(平成22年7月1日以降)にインターネットカフェ等を利用したことがありますか。該当する項目を1つだけ選んでください。

【全体】(n=892)

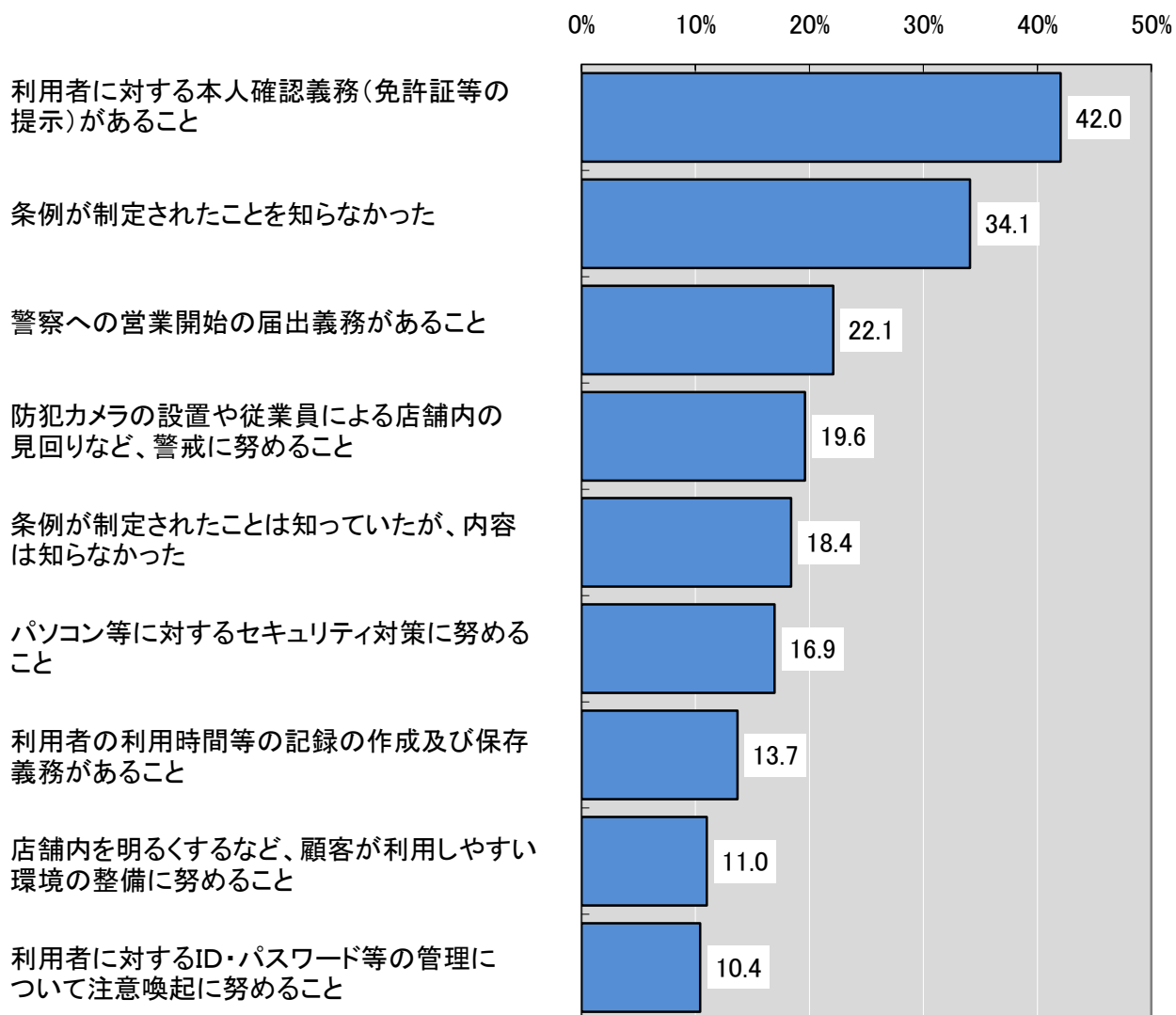


「少なくとも1回以上利用したことがある(計)」(199名 22.3%)
= 「週に1回以上利用している」 + 「月に1回以上利用している」 + 「年に数回利用している」 + 「1、2回利用したことがある」
「利用したことはない」(693名 77.7%)

インターネットカフェ等について

Q14 「インターネット端末利用営業の規制に関する条例」の規制対象となっている店舗が行っていることのうち、知っている内容はどのようなことですか。該当する項目を選んでください（複数選択可）。

【全体】(n=892)



インターネットカフェ等について

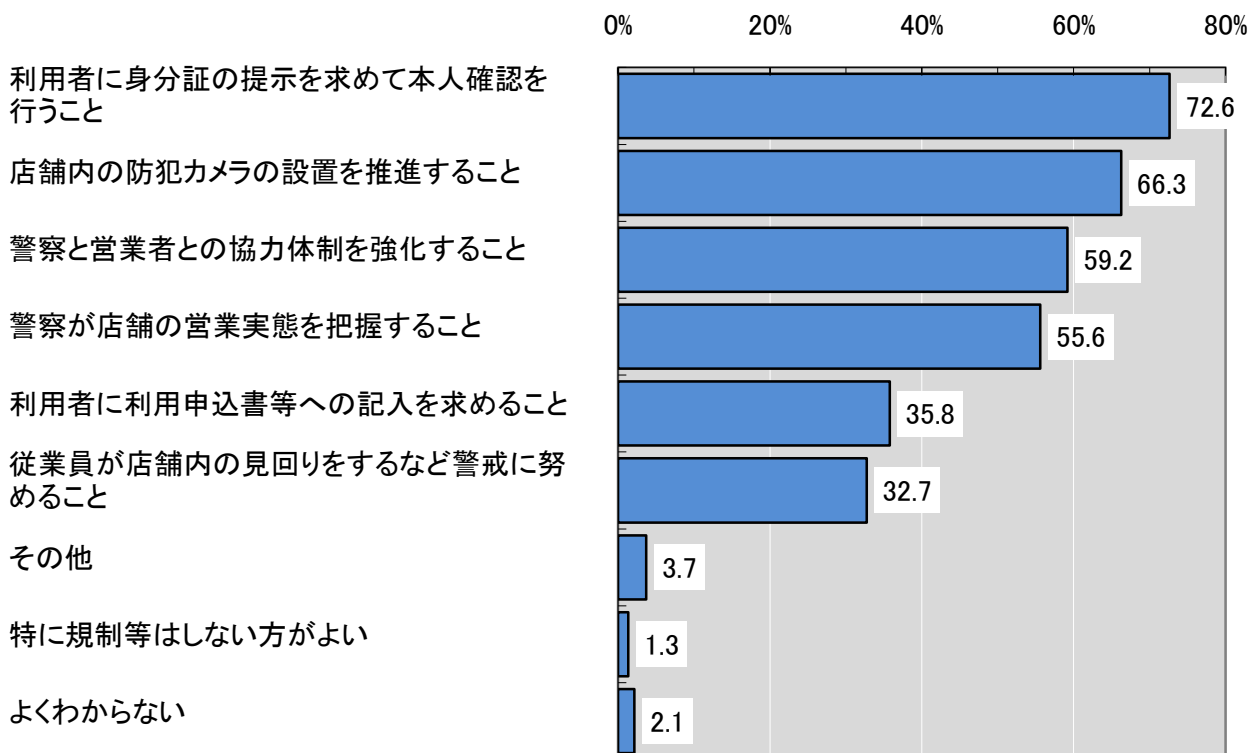
次の説明をご覧になってから、設問にお進みください。

本年6月に、オウム真理教特別手配被疑者が都内のインターネットカフェで発見、逮捕されたところであり、「インターネット端末利用営業の規制に関する条例」をより浸透させていくことは、潜伏する犯人の検挙等にも大きな役割を果たしていくものと考えております。

一方、現在、都内には、同条例の規制対象となっていない、まんがやテレビ・DVD等の鑑賞、休憩場所（仮眠を含む。）などの用途で利用できる個室等の利用を「時間貸し」等で提供する店舗が多くあります。

Q15 個室等の利用を提供する店舗のうち、「本人確認義務」等の規制が各種法令等によって定められていない店舗について、安全に安心して利用できるようにするため、今後、どのような規制や取組が必要だと思えますか。該当する項目を選んでください(複数選択可)。

【全体】(n=892)

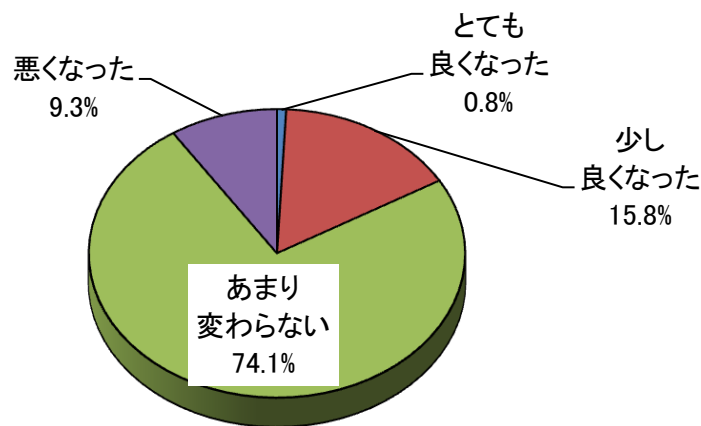


自転車利用者の交通ルール・マナー等について

警視庁では、現在、「自転車利用者に対する交通ルールの周知と安全教育の推進」、「自転車利用者に対する指導取締りの強化」、「自転車通行環境の確立」及び「自転車盗及び自転車利用者のひったくり等の被害防止対策」の4本柱を重点として「自転車総合対策」に取り組んでいます。自転車の交通ルールやマナー等の普及を通じて、交通事故防止だけでなく、社会の「規範意識の向上」にもつながっていくものと考えております。

Q16 警視庁では、本年1月1日から自転車利用者に対する交通ルール及びマナーの普及に向け、「自転車総合対策」を推進しています。以前と比較して自転車利用者の交通ルールやマナーは良くなったと思いますか。該当する項目を1つだけ選んでください。

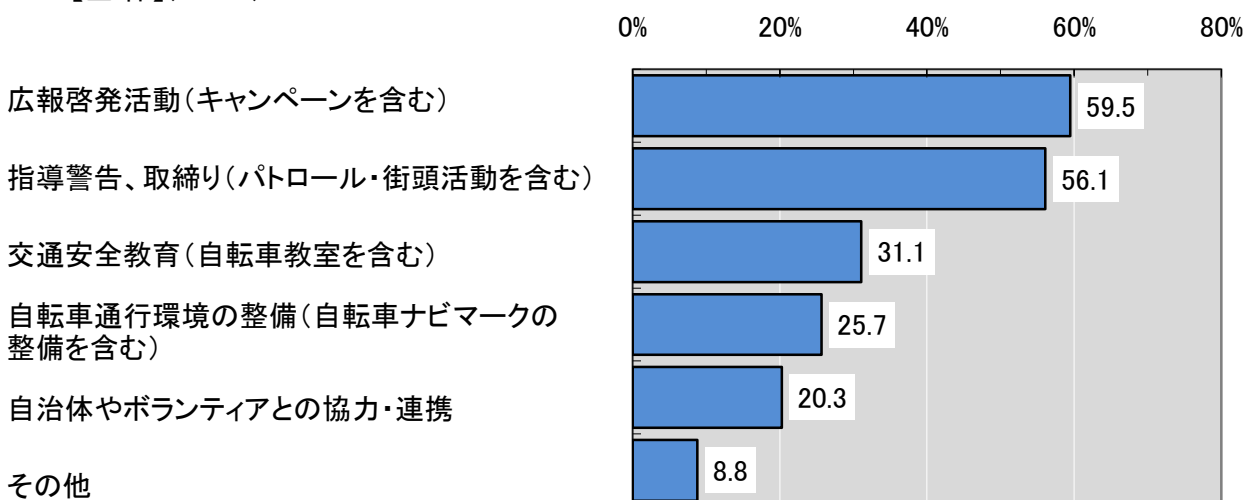
【全体】(n=892)



Q16で「とても良くなった」又は「少し良くなった」を選択した方にお尋ねしました。
(16.6% 148名)

Q17 以前と比較して自転車の交通ルールやマナーが、特に「良くなった」理由として考えられるのは、どのような警察の活動だと思いますか。該当する項目を3つ以内で選んでください。

【全体】(n=148)

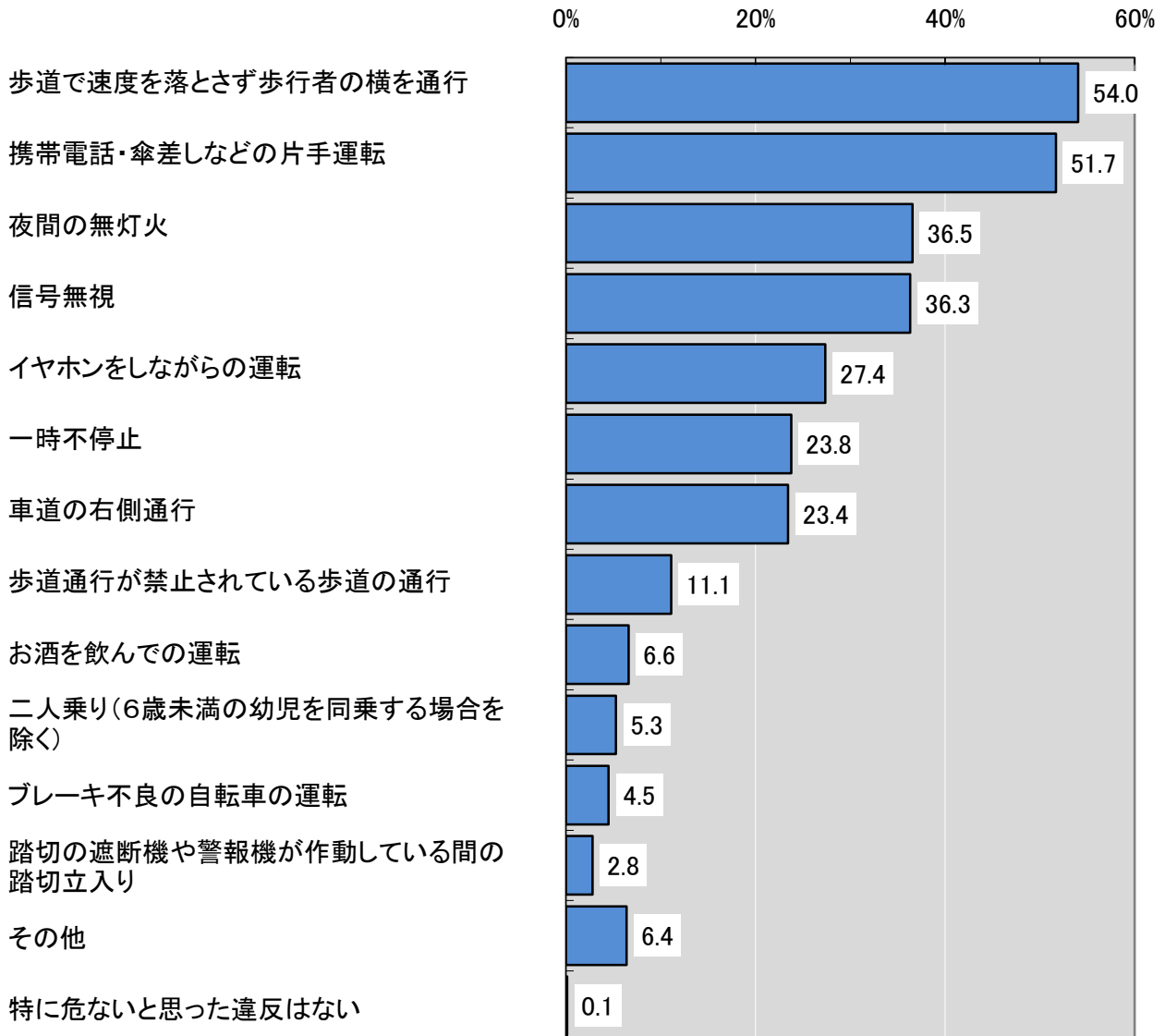


※ 自転車ナビマークとは： 車道の左端1メートル程度の幅を、通常、青く塗って、自転車が走行すべき場所を明示するとともに、走行する方向を明示するものです。

自転車利用者の交通ルール・マナー等について

Q 1 8 自転車利用者の交通違反で特に危ないと思ったのはどのような違反ですか。該当する項目を3つ以内で選んでください。

【全体】(n=892)

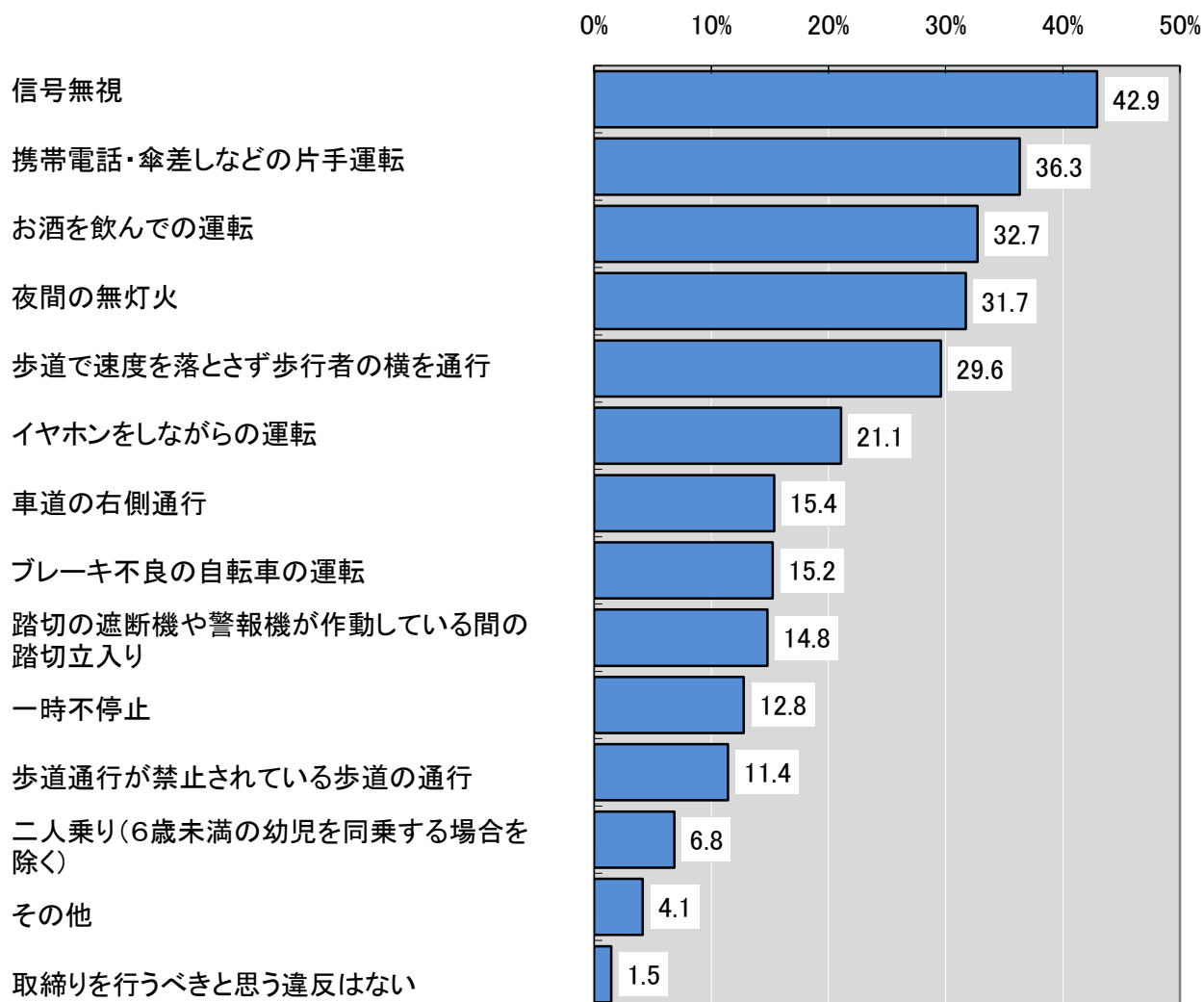


自転車利用者の交通ルール・マナー等について

現在、ピスト自転車を運転している者に対しては、「整備不良車運転（ブレーキ不良）」の交通違反として、指導警告ではなく直ちに交通切符（赤色）による取締りが行われ、罰金が科せられています。

Q19 交通切符（赤色）による取締りを行い、罰金を科した方が良いと思う重大で危険な行為はどのような違反ですか。該当する項目を3つ以内で選んでください。

【全体】(n=892)



※ ピスト自転車とは： 競輪競技等に使用されている競技用自転車で、ペダルを逆回転方向に力を加えることにより、減速・停車させる構造の自転車で、前・後輪にブレーキを備えていません（ブレーキを備えていない自転車を道路上で運転することは禁止されています。）。

※ 「指導警告」は処分を伴わないものですが、「交通切符(赤色)」により取締りを受けると、後日、指定された場所に出頭し、検察官等の取調べを受け、裁判所から罰金等の処分を受けることとなります。

自転車利用者の交通ルール・マナー等について

現在、法令上、小学生以下の子どもを自転車に乗車させる際は、その保護する責任のある者は、子どもにヘルメットをかぶらせるよう努めなければならないとされています(罰則はありません)。

Q20 自転車に乗車する際のヘルメットの着用について、どのように考えますか。該当する項目を1つだけ選んでください。

【全体】(n=892)

